

1 「多治見市高齢者保健福祉計画2021」の概要

(1) 計画策定の背景

【国】

- 第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据える

【多治見市：第6期計画、第7期計画】

- 地域包括支援センターの設置
- 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）開始
- 介護保険サービスの充実と適正化
- 在宅医療・介護連携の推進

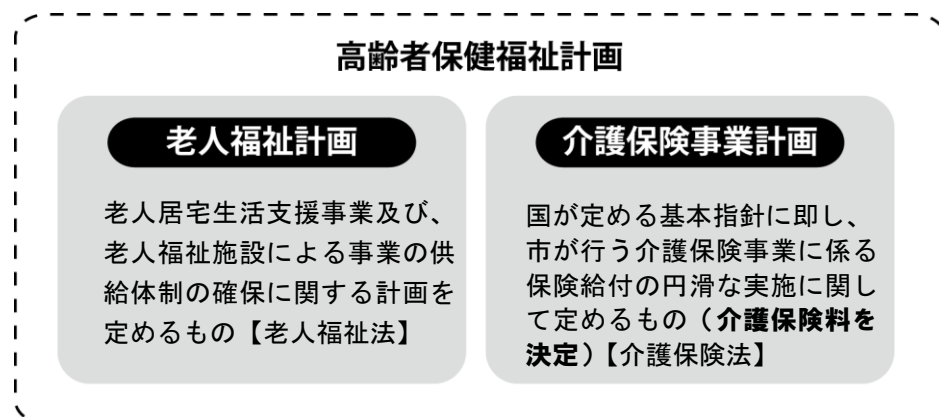
【多治見市：第8期計画】

- 「多治見市高齢者保健福祉計画2021」では、第7期計画の取組みや事業を進捗管理（PDCA）するとともに、地域共生社会の実現に向けた取組みを強化する

(2) 計画の法的な位置づけ

- 本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する計画であり、国の基本指針（令和2年6月頃公表予定）に基づき、2025（令和7）・2040（令和22）年度までの中長期的な方向性を示し、「市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）」と「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）」を一体的にまとめ、高齢者の保健・福祉・介護に関わる総合的な計画として策定します。

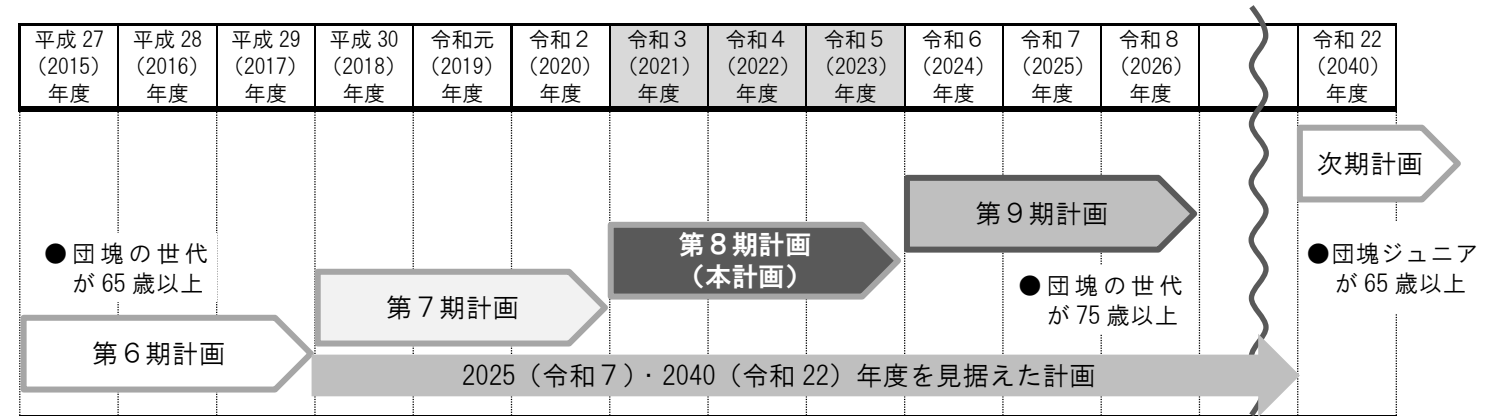
■ 高齢者保健福祉計画の成り立ち



(3) 計画期間

- 第7期計画は、令和2年3月に終了となることから、本計画期間を2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。
- 第8期となる本計画は、2025（令和7）年度（第9期計画期間中）、2040（令和22）年度を見据えた中長期的な視点から事業を展開する時期として位置づけます。

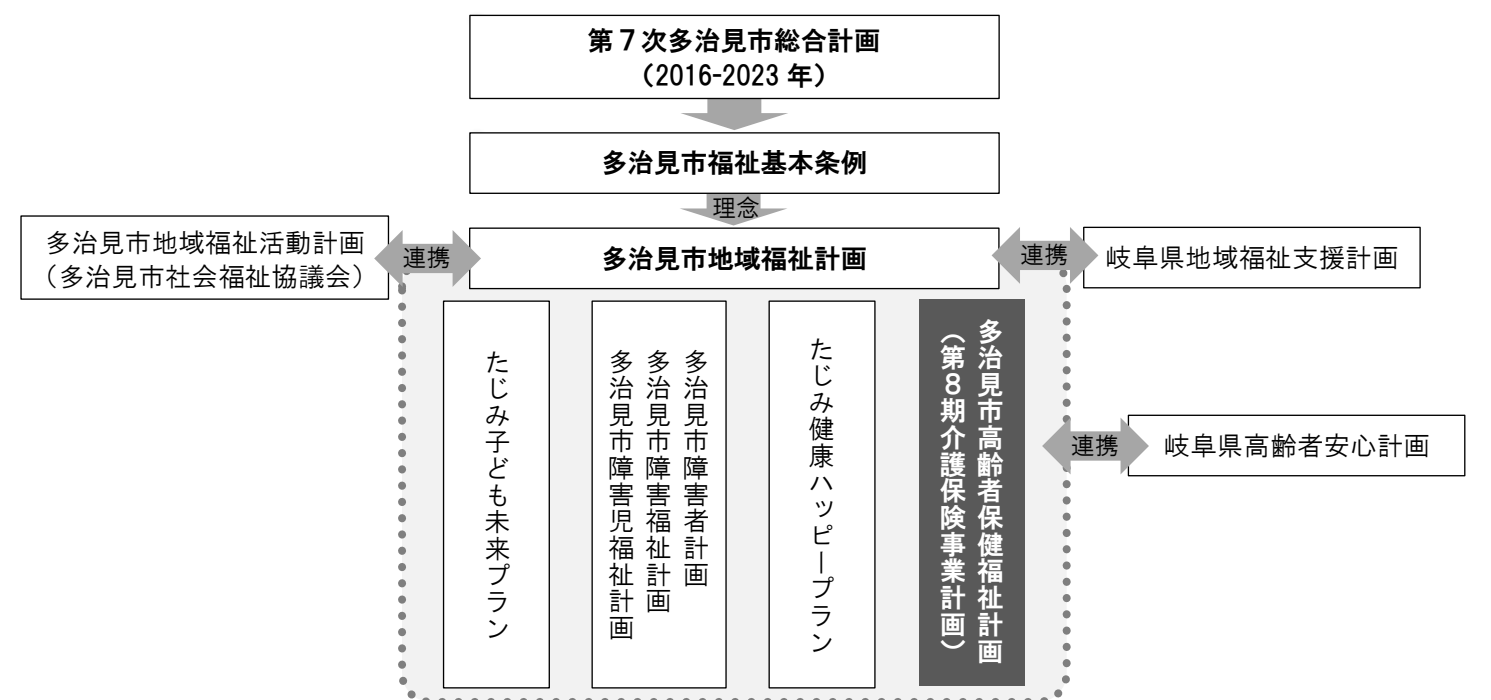
■ 計画の位置づけ



(4) 計画の位置づけ

- 本計画は、上位計画である「第7次多治見市総合計画」や「多治見市地域福祉計画」を踏まえるとともに、福祉関連の各種計画と整合・連携を図りつつ策定します。
- また、岐阜県が定める高齢者安心計画と連携を図りつつ策定します。

■ 本計画の位置づけ



(5) 上位・関連計画等の整理

① 国の動向

介護保険法等の一部改定のポイント（平成 29 年 介護保険法改正 一部抜粋）

1 地域包括システムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 【全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化】
 - ・計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・財政的インセンティブの付与の規定の整備
 - ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・地域包括支援センターの機能強化
- ② 医療・介護の連携の推進等
 - ・新たな「介護保険施設」の創設（介護医療院）
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 →地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・福祉分野の共通事項について、上位計画として「地域福祉計画」策定
 - ・介護保険制度と障害者福祉制度との共生型サービスを新たに位置づけ

2 介護保険制度の持続可能性の確保

- ・利用者負担割合の見直し（2割負担者のうち、特に高い層の負担を3割に）
- ・介護納付金への総報酬割（報酬額に比例した負担）の導入

第8期介護保険事業計画の基本指針案

（第90回社会保障審議会介護保険部会資料（令和2年2月21日） 一部抜粋）

- 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
 - ・個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業の効果的な実施）
 - ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県との情報連携強化
 - ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
 - ・認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進
 - ・教育等他の分野との連携に関する事項の記載
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組強化
 - ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

資料：第90回社会保障審議会介護保険部会資料

ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定）

●安心につながる社会保障のための「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向性

【介護サービスの提供側】

- ・介護基盤の供給
- ・介護人材の確保・育成

【介護に取り組む家族】

- ・家族を支える環境づくり
- ・介護休業・介護休暇の利用率向上
- ・長時間労働の是正、柔軟な就労形態の利用率向上

【高齢者等】

- ・高齢者に対する虚弱予防・対策
- ・障がいや難病のある方等が自立し、社会参加しやすい環境づくり
- ・地域課題の解決力強化と医療・福祉人材の活用

働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日策定）

●高齢者の就業促進

- ・65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備
- ・多様な技術・経験を有するシニア層が、一つの企業に留まらず、幅広く社会に貢献できる仕組みを構築するための施策

② 多治見市の上位計画

第7次多治見市総合計画 後期計画（計画期間：2020年～2023年）

【まちづくりの基本方針】共につくる。まるごと元気！多治見

政策の柱②：健康で元気に暮らせるまちづくり

【施策】高齢者支援

- ・元気な高齢者や関係団体と連携し、介護予防・日常生活支援総合事業や地域での支えあい活動の推進
- ・地域包括支援センターを拠点として、高齢者の相談支援体制の充実
- ・高齢者世帯の見守り活動の強化し、在宅生活の支援
- ・医療と連携して介護サービスの充実を図り、認知症になっても住み慣れた地域で暮らすための支援体制の整備
- ・権利擁護が必要な高齢者・障がい者の成年後見制度の利用促進

政策の柱③：にぎわいと活力のあるまちづくり

【施策】女性・高齢者の活躍推進

- ・高齢者が働き続け、活躍できる社会の実現に向け、様々な事業者と連携した取組の推進